

○京丹波町後援名義使用承認取扱規程

平成22年9月1日

告示第55号

(趣旨)

第1条 この規程は、京丹波町以外の者が実施する事業における京丹波町の後援名義使用について、承認する名義、承認基準等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用承認する名義)

第2条 使用承認する名義は「京丹波町」とする。

(承認の決定)

第3条 後援名義使用の承認決定は、町長が行う。

(承認基準)

第4条 後援名義使用を承認する基準は、次のとおりとする。

(1) 主催者が次のいずれかに該当するものであること。

ア 国又は地方公共団体

イ 公益的法人等又はこれに準ずる公共的団体

ウ 教育、文化、福祉、スポーツなどの関係団体で、事業を完全に遂行する能力があると認められるもの

エ その他町長が特に認めるもの

(2) 事業内容等が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 事業内容が明らかに住民の教育、文化、福祉、スポーツの振興又は経済、産業の発展等に寄与すると考えられるもの。ただし、政治、宗教活動と認めるものは除く。

イ 広く住民を対象とする事業であり、京丹波町行政の方針に沿う内容であること。

ウ 営利を主たる目的とした事業でないこと。

エ 事業の実施に当たっては、事故防止などについて十分な対策がなされていること。

(承認の申請)

第5条 後援名義使用の承認を受けようとする者は、あらかじめ後援名義使用承認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。申請内容に変更が生じたときも、同様とする。

(承認)

第6条 町長は、申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、後援名義の使用を承認する。

- 2 前項の規定により、後援名義の使用を承認したときは後援名義使用承認通知書(様式第2号)により、不承認としたときは後援名義使用不承認通知書(様式第3号)により、その旨を通知するものとする。

(承認の取消し)

第7条 町長は、後援名義の使用に当たり、次の各号のいずれかに該当するとしたときは、後援名義使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 申請書の内容に虚偽があったとき。
 - (2) 申請書の内容と違う事業を行ったとき。
 - (3) 後援名義使用にふさわしくない事業を行おうとしたとき。
 - (4) 京丹波町行政の指示に従わないとき。
- 2 町長は、後援名義使用の承認を取り消すことを決定したときは、速やかに後援名義使用承認取消通知書(様式第4号)によりその旨を通知しなければならない。

(事業完了報告)

第8条 後援名義使用の承認を受けた者は、事業終了後、速やかに事業完了報告書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年9月1日から施行する。